

宮崎市競争入札参加資格審査申請要領〈建設コンサルタント等〉
(令和7・8年度 基準年受付申請用)

令和7・8年度に宮崎市（上下水道局を含む。）が発注する建設コンサルタント等業務委託の競争入札に参加を希望される方は、本要領により**宮崎市スマート申請**から申請をしてください。

<変更点>

- ①**申請方法については、宮崎市スマート申請（オンライン申請）となります。**
※郵送や持参による受付は行いません。
※宮崎市スマート申請が利用できない場合、受付期間の延長は認めませんので、お早めに契約課までご相談ください。
- ②**市内に本店を有する業者については、その他コンサルタントを除く各業種（建築設計・建設コンサルタント・測量・地質調査・補償コンサルタント）において、希望順位を設け、希望する順に第4希望まで業種の登録ができます。**
- ③**建築設計の各種別（総合（意匠）・構造・電気設備・機械設備）に、希望順位を設けます。**
- ④**建設コンサルタントの部門については、国の登録規程に基づく登録部門のほか、希望する部門についても申請できます。**
- ⑤**競争入札参加資格申請に係る主観点関係書類については、前回までは任意の提出書類として審査申請要領に掲載しておりましたが、建設コンサルタント等は主観点数の対象とならないため、今回から提出する必要はございません。**

1. 申請者の資格要件

- (1) 建築設計を希望する業者のうち総合（意匠）及び構造を希望する場合は、建築士事務所登録を受けていること。
※入札・契約に係る権限を支店等に委任する場合は、受任者（支店等）が建築士事務所登録を受けていること。
- (2) 測量、地質調査及び補償コンサルタントを希望する場合は、法律又は登録規程による当該登録を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれか（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当しない者であること。

《参考》地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（指名競争入札の参加者の資格）

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

- (4) 宮崎市税及び国税に滞納がないこと。
- (5) 法人等にあつては役員等（個人にあつてはその者）が宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

《参考》宮崎市暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

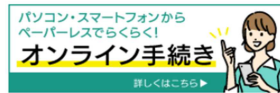
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- (4) 市民等 市民及び事業者をいう。

- (6) 宮崎県内に特別徴収義務のある事業所を有する場合、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施していること。
- (7) 社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入し、保険料を完納していること。（加入義務のない者を除く。）
- (8) 雇用保険に加入し、保険料を完納していること。（加入義務のない者を除く。）
- (9) 宮崎市競争入札参加資格の認定を取り消された場合は、その取消しの日から2年を経過していること。

2. 申請方法・受付期間等

- (1) 申請方法 宮崎市スマート申請



← 申請はこちらから。

URL: <https://lgpos.task-asp.net/cu/452017/ea/residents/portal/home>

本市ホームページのトップページからもアクセス可能です。

- (2) 受付期間 令和7年2月1日(土)～令和7年2月28日(金)
注) 上記の受付期間を過ぎた申請については受理いたしません。
※ 問い合わせの対応は9時～16時30分になります。(土・日・祝日を除く)
- (3) 手続き名 R7・8年度競争入札参加資格審査申請（建設コンサルタント等）

3. 添付書類一覧

- ・宮崎市スマート申請で添付する書類について記載しています。
- ・書類は、No. ごとに1つのPDFデータにして添付してください。
- ・宮崎市スマート申請では、入力内容に応じて、自動的に必要な書類が表示されます。

No.	添付書類	備考
1	商業・法人登記事項証明書 (法人のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局で発行されます。 ・令和6年12月1日以降のものを添付してください。 ・現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書のどちらでも可。
2	資本関係又は人的関係がある者に係る申告書 (共通様式1)	<ul style="list-style-type: none"> ・資本関係又は人的関係がある者の有無にかかわらず、必ず添付してください。 ・詳細は、別添1「資本関係又は人的関係がある者に係る申告書の記入に当たっての留意事項」をご確認ください。
3	法律又は登録規定による登録通知の写し又は証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・登録制度がある種目を希望営業種目とする場合にのみ添付してください。 ・建築設計を希望し、委任先(支店等)を設定する場合は、受任者の建築士事務所登録が必須となります。
4	有資格者数一覧表(コンサル様式1)	
5	測量等実績調書(コンサル様式2)	<ul style="list-style-type: none"> ・独自様式可
6	技術者経歴書(コンサル様式3)	<ul style="list-style-type: none"> ・独自様式可
7	財務書類(2か年分)	<ul style="list-style-type: none"> ■法人の場合 直前2か年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表等 ■個人の場合 直前2か年分の所得税青色申告決算書又は収支内訳書等 <p>※建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務にあたっては、各登録規定による現況報告書の複本の写し(国土交通省の確認印を受けたもの)の添付があれば、前々年度分のみ(1か年分)の添付で構いません。</p>
8	所轄税務署発行の納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ■法人の場合 (法人税、消費税及び地方消費税)書式その3の3 ■個人の場合 (申告所得税、消費税及び地方消費税)書式その3の2 ・令和6年12月1日以降のものを添付してください。
9	個人住民税の特別徴収実施確認書 (共通様式2)	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県内に事業所があり、特別徴収義務がある事業所の場合は、特別徴収を実施していることが分かる領収証等を併せて添付してください。 ・市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写しを添付する場合は、個人情報(氏名等)が記載されている部分を除いてコピーしてください。 ・領収証等がない場合や特別徴収を実施していない(または特別徴収義務のない)場合は、当該市町村の確認印を取得してください。
10	社会保険の加入及び完納等を確認するために必要な書類 (例:社会保険料納入確認書など)	<ul style="list-style-type: none"> (注1)社会保険とは、健康保険・厚生年金保険をいいます。 (注2)社会保険に加入義務があるのは、法人事業所及び従業員が5人以上の個人事業所となります。
11	雇用保険の加入及び完納状況等を確認するために必要な書類 (例:労働保険料等納入証明など)	<ul style="list-style-type: none"> (注1)雇用保険に加入義務があるのは、従業員(法人事業所では役員を除く、個人事業所では専従者等の同居親族等を除く)を1人でも雇用する事業所となります。 (注2)令和5・6年度競争入札参加資格申請から、保険料の「完納」を要件としています。
12	使用印届(共通様式3)	<ul style="list-style-type: none"> ・独自様式可。 ・入札や契約手続きにおいて使用する印鑑を届けてください。 ・年間委任状を提出する場合は添付は不要です。
13	年間委任状(共通様式4)	<ul style="list-style-type: none"> ・独自様式可。 ・本店から支店等に常に入札・契約権限等を委任する場合のみ添付してください。

4. 競争入札参加資格の有効期間

- (1) 競争入札参加資格の有効期間は、競争入札参加資格者名簿登載の日から次の登載基準年の登載の日の前日までとします。(令和7年7月1日から令和9年6月30日までの2年間を予定しています。)
- (2) 審査の結果、競争入札参加資格者として決定した場合は、本市の競争入札参加資格者名簿に登載し、申請者に対する**当該審査の結果を宮崎市ホームページで公表**します。

注) 郵送による通知はいたしませんのでご注意ください。

- (3) 有効期間中は、必ずしも指名があるとは限りませんのでご了承ください。

5. その他注意事項

- (1) 申請後に必ず「申請確認票【建設コンサルタント等】」により申請漏れがないかチェックしてください。
- (2) 添付書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。
- (3) 添付書類は、情報公開請求の公開対象となります。
- (4) 書類の不備や提出書類において雇用保険・社会保険の加入及び完納状況が確認できない場合等は、別途契約課よりご連絡を差し上げますので、速やかにご対応ください。
- (5) 競争入札参加資格の有効期間中は、希望順位の入れ替えを認めませんが、希望業種が4業種未満の場合は、中間年受付でのみ、業種の追加登録申請をすることができます。

6. 問い合わせ先

- (1) 申請に関する問い合わせ先
宮崎市 総務部契約課 工事契約係
【TEL】 0985-21-1725 (直通)
【FAX】 0985-23-5517
【e-mail】 03keiyak@city.miyazaki.miyazaki.jp
- (2) 申請書添付書類の発行・交付等に関する問い合わせ先

書類の名称		問い合わせ先
納税証明書	国 税	所轄税務署へお問い合わせください。
社会保険納入確認書	社会保険	所轄年金事務所へお問い合わせください。
労働保険料等納入証明	雇用保険	所轄労働局へお問い合わせください。
個人住民税の特別徴収実施確認書 (共通様式2)		宮崎県内で主たる事業所のある市町村の税務担当課へお問い合わせください。 ※宮崎市内に主たる事業所がある場合は、財政部市民税課へお問い合わせください。 <u>宮崎市財政部 市民税課</u> <u>【TEL】0985-21-1748 (直通)</u>
消防団員雇用状況確認(申請)書 (主観点様式2)		<u>宮崎市消防局 総務課 消防団係</u> <u>【TEL】0985-32-4902 (直通)</u>
日本赤十字社の活動への協力を証明できる書類の写し		<u>日本赤十字社宮崎県支部 総務課 組織振興係</u> <u>【TEL】0985-22-4045 (直通)</u>

- (3) ホームページ
申請に関する情報等については、本市ホームページに掲載しています。
【掲載場所】
トップページ ⇒ 産業・事業者 ⇒ 入札・契約 ⇒ 業者登録・変更
⇒ 建設工事・建設コンサルタント等競争入札参加資格申請・名簿
【関係要綱等の掲載場所】
トップページ ⇒ 産業・事業者 ⇒ 入札・契約 ⇒ 入札制度改正
・競争入札の参加資格及び指名基準等に関する要綱(昭和56年告示第90号)
・宮崎市建設工事競争入札参加資格事務処理要領(平成元年伺定)